

平成 27 年度 四国中央市情報公開・個人情報保護審査会概要

1. 会議名	四国中央市情報公開・個人情報保護審査会
2. 日 時	平成 27 年 8 月 20 日 (木) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 40 分
3. 会 場	四国中央市本庁 5 階第 2 委員会室
4. 出席者	委 員：横田圭三、柳瀬治夫、加地直樹、近藤豪、西宇恭子 事務局：坂上秀樹、石村泰彦、高橋誠、山川玲子、篠原裕輔、篠原寛将、宮本昭彦
5. 傍聴者	なし
協議事項等	
1. 会議次第	(1) 開 会 (2) 議 事 議題 1 四国中央市個人情報保護条例の一部改正について【説明・協議・承認】 (3) その他 (4) 閉 会
2. 会議概要	(1) 開 会 午前 10 時 00 分 横田委員長が議長となり、四国中央市情報公開・個人情報保護審査会の開会宣言を行い、審査会規則第 3 条第 2 項の規定により会議が成立している旨を報告。 議事に入る前に、事務局よりマイナンバー法の概要についての説明を行った。 <質疑> 委 員・・情報提供等記録開示システムでは、自分の住民票や戸籍謄本を、誰が取得したのかを知ることが出来るのか？そうではないのか？ 事務局・・そうではありません。情報連携ネットワークを通じて、国の機関が当市の個人情報を利用した記録を表示するシステムを意味します。 委 員・・具体的に教えてほしい。 事務局・・例えば、年金機構が、市に対して所得情報を照会、それに対して市が提供した記録がシステムで確認出来るようになります。 (2) 議 事 議題 1 四国中央市個人情報保護条例の一部改正について 本年 10 月からのマイナンバー法施行に伴い、四国中央市個人情報保護条例の条例改正案を 9 月議会に上程するにあたり、四国中央市情報公開・個人情報保護審査会の承認を求めため審査会を開催。 「会議資料」に沿って、事務局より提案理由の説明を行った。 <質疑> 委 員・・新旧対照表の第 13 条 2 項の代理人とは、第 12 条 2 項 2 号の委任による代理人を含むのか？ 事務局・・第 13 条 2 項の代理人は、第 12 条 2 項 1 号 2 号のすべての代理人を指します。

四国中央市個人情報保護条例の一部改正については、原案どおり承認された。

(3) その他

情報公開請求及び個人情報開示請求の状況について、事務局より報告を行った。

<質疑>なし

(4) 閉 会 午前10時40分